

障害者手帳の交付を受けたいとき

障害者手帳は、身体、知的、精神（発達障がいを含む）に一定程度以上の障がいがある方に交付されます。障害者手帳を取得することで、障がいがある方が生活や就職に関して、障害者総合支援法に基づくサービスや支援を受けられるようになります。手帳の取得にあたっては、主治医にご相談ください。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方の障がい程度、障がい状況などを記載している手帳で、各種サービスを受けやすくする制度です。

- 障がいの種別 視覚障害 聴覚・平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害
肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害
ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害
- 支援内容 障害福祉サービス
補装具費の支給 日常生活用具の補助 税の軽減 など
- 申請方法 必要書類を役場保健福祉課窓口に提出してください。
指定医師による診断書
写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）
- 手帳の申請時に必要となるもの

	新規	再認定	障害内容		再交付		変更		返還		備考
			追加	変更	紛失	破損	住所	氏名	死亡	不要	
交付・再交付申請書	○	○	○	○	○	○					
居住等変更届							○	○			
返還届									○	○	
診断書	○	○	○	○							指定医作成
顔写真	○	○	○	○	○	○					縦4cm×横3cm
マイナンバーの分かるもの	○	○	○	○	○	○	○	○			
身体障害者手帳		○	○	○		○	○	○	○	○	

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

療育手帳

知的障がいのある方の障がい程度、相談記録などを記載している手帳で、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度です。

- 障がいの程度 知的障がいの程度により、以下のように区分されます。
区分A 重度
区分B その他
- 申請方法 必要書類を役場保健福祉課窓口にご提出してください。
写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）
- 手帳の申請時に必要となるもの

	新規	転入	再判定	再交付		変更			返還		備考
				紛失	破損	障害程度	住所	氏名	保護者	死亡	
交付申請書	○	○									
再交付・再判定申請書			○	○	○	○					
記載事項変更届							○	○	○		
返還届										○	○
顔写真	○	○	○	○	○	○					縦4cm×横3cm
マイナンバーの分かるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
療育手帳		○	○		○	○	○	○	○	○	○

- 障がいの程度の判定
障がいの程度は、岩見沢児童相談所または北海道立心身障害者総合相談所の面接で判定します。手帳申請後、判定のため、事前に予約が必要です。

区分	判定場所	予約方法
新規申請／ 18歳未満再判定	岩見沢児童相談所 0126-22-1119	ご本人またはご家族で直接予約
18歳以上再判定	心身障害者総合相談所	役場保健福祉課窓口で申請

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいのある状態にあることを記載している手帳で、各種の支援を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

- 障がいの程度 精神障がいの程度により
重度のものから1級、2級、3級に区分されます。
- 申請方法 必要書類を役場保健福祉課窓口に提出してください。
写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影されたもの）
- 手帳の申請時に必要となるもの

	新 規	更 新	等 級 変 更	再交付		変 更		返 還		備 考
				紛 失	破 損	住 所	氏 名	死 亡	不 要	
申 請 書	○	○	○							
変更届・再交付申請書				○	○	○	○			
返 還 届								○	○	
診 断 書	○	○	○							
年金証書・同意書	○	○	○							
顔 写 真	○	※	○	○	○					縦4cm×横3cm
マイナンバーの 分かるもの	○	○	○	○	○	○	○			
精神障害者保健福祉手帳		○	○		○	○	○	○	○	

- 診断書で申請する場合 年金証書等・同意書は不要
- 年金証書等で申請する場合 診断書は不要
- ※ 有効期限の更新欄に空きがない場合 写真の提出が必要

- 障がいの程度の判定
医師の診断書等に基づき、北海道精神保健福祉センターで判定します。
なお、精神障がいを支給事由とする障害年金を受けていることを証する書類を添付して申請された場合は、障害年金の等級と同一になります。

- 手帳の有効期限
交付の日から2年が経過する日の属する月の末日までです。
更新の手続きは、有効期限終了の3カ月前から行うことができます。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035